

## 様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

## (1) 大学・学科の設置理念

## ①大学

九州共立大学（以下、「本学」という。）の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者・福原軍造が掲げた「自律処行」である。昭和40（1965）年に開学した本学においても、この建学の精神「自律処行」を学是として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立60周年（平成19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。

本学の使命・目的は、本学学則第1条に明示されているとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」にある。さらに、本学学則第1条の2において、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。」と人材育成方針を定めている。

## ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

## スポーツ学部スポーツ学科

本学の使命・目的に基づき、本学学則第3条の4においてはスポーツ学部の人材養成および教育研究上の目的として、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする。」と定めている。

また、スポーツ学科の教育目標は、「スポーツ分野に関する多様な専門知識を身につけ、的確な判断力と高い徳性を有する教育者、スポーツ・健康づくり指導者を養成する」と定めている。この教育目標の下に、スポーツ学科は、教育者、スポーツ・健康づくり指導者として、実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を身に付け、適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる適切な人材の養成を目的とする。

## (2) 教員養成の目標・計画

## ①大学

本学の教員養成に対する理念は、本学の学是である「自律処行」の精神に基づき、これからの時代を担う子ども達一人ひとりの健全な成長と自己実現に寄与し、さらにこれからの日本社会の教育の向上に貢献しようとするところにある。この「自律処行」の目指しているところは、「規律」「勤労」「礼儀」の三つの徳目から発し、「自らの良心に従い、事に処し善を行う」ことを意味している。この「自律処行」を基礎にして、本学では教員を目指す学生の教育活動

に邁進しているところである。

また、本学における教員養成については、本学の教育理念に基づき、専門的・総合的な知識・技能を基盤として、小学校教員、中学校教員および高等学校教員として必要な力量形成を図りつつ、児童・生徒達の人生観・世界観を涵養することである。このことから、教員を志す学生への指導については、教育職という重みを十分に理解させ、専門性、総合的な人間力を兼ね備え、豊かなコミュニケーション能力や教育的・社会的問題解決能力を育むことができる教員を養成することに主眼を置いている。

## ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

### スポーツ学部スポーツ学科

スポーツ学科では、大学全体の教育理念に基づき、体育・スポーツ科学および保健衛生学領域の専門的・総合的な知識・技能を基盤とし、教員として必要な力量形成を図りつつ、「常に自らの良心に則って生き、事に処するにあたっては徳をもって善を行う」という精神を教育現場に実現することをもって、児童・生徒達の道徳性を育むとともに「生きる力」を特にその社会性という側面から育成し、児童・生徒一人ひとりの成長と自己実現ならびに日本社会の発展に寄与する人材の育成を目指す。

また、学校において児童・生徒の心身の健康の維持増進を支援する力や教職に対する強い情熱と教員としての専門性、総合的な人間力を兼ね備え、豊かなコミュニケーション能力、社会的問題解決能力を育むことができる教員を育成することこそ、本学スポーツ学部スポーツ学科における教員養成の理念である。

この度認定を受けようとする特別支援学校教諭養成課程においても、スポーツ学科の教員養成の理念に則り、体育・スポーツ科学および保健衛生学領域の専門的・総合的な知識・技能を基盤として、特別な支援が必要な児童生徒、および地域の特性への理解と、特別支援教育に関する専門性を兼ね備え、障害が多様化する現代において、児童生徒一人ひとりの実態に寄り添う教育を実現し、特別支援教育の充実に寄与する人材の養成を目指す。

以上のような教員養成を目標として、今回の課程認定申請に際しては、教職課程の科目のみならず、スポーツ学部の学生全員が履修可能な学部共通科目を含めた見直しを図り、地域に密着した教育課程を再構築する。

## (3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

### スポーツ学部スポーツ学科

#### 特別支援学校教諭一種免許状

本学スポーツ学部スポーツ学科（以下、「本学科」という。）は、「アスリートマネジメントコース」「スポーツ教育コース」「スポーツトレーナーコース」「スポーツ政策コース」の4コース制であり、スポーツ分野に関する多様な専門知識を身に付け、的確な判断力と高い徳性を有する教育者、スポーツ・健康づくり指導者の養成を目的としている。本学科の教職課程では、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、養護教諭一種免許状の取得が可能であり、前述のとおり、本学の教育理念に基づく教員養成に取り組んでいる。

特別支援教育を取り巻く状況については、特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒の数は増加傾向が続いており、更なる教育体制の充実が求められている。「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的

な学びの実現～（答申）」（中教審第228号）における「新時代の特別支援教育の在り方について」では、全ての子どもが共に学び合うインクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育のあり方として、学びの場の整備・充実をはじめ、教員の専門性向上や関係機関との連携強化の必要性が示されている。障害の特性に関する理解や、特別支援教育に関する基礎的知識は、学校種に関わらず全ての教員に求められるところである。

本学が位置する北九州市においても、「（改訂版）北九州市特別支援教育推進プラン」によると、市の現状について、特別支援学校（知的障害）の在籍者数の増加、および障害の多様化に伴う対応が課題となっている。また、小・中学校における特別支援学級や通級指導教室設置の拡充、教職員の専門性の更なる向上のための取り組みに加え、保護者、教職員および市民の障害者理解とともに、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進する「交流及び共同学習」の推進を図ることが必要であるとされている。

このような状況を踏まえ、特別支援学校教諭一種免許状の基礎免許状となる、中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）の教職課程を擁する本学科において、特別支援教育に関する専門性を持つ教員の養成に取り組むべく、この度の申請を行うものである。本学科の特別支援学校教諭養成課程では、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の3領域に関する科目に加え、視覚障害、聴覚障害、および重複障害や発達障害等、その他の領域に関する科目を総論として配置し、障害の多様化・複雑化に対応できる知識の修得を可能とする。また、学部共通科目として、北九州市教育委員会と連携したうえで、北九州市の教育施策を学ぶ「北九州市の教育課題」、北九州市の障害者スポーツセンターにおける実習の内容を含む「アダプテッドスポーツ演習」を配置し、学生に対して地域の教育現場および教育課題への理解を促進することで、地域課題に対応した教育課程を構築する。

さらに、本学科には運動を得意とする学生が多く在籍することから、特別支援学校教諭養成課程においても、知力・体力・精神力を兼ね備え、複数の特別支援教育領域の中でも、特に肢体不自由児童生徒の活動支援や、障害のある児童生徒への余暇指導等、スポーツや健康づくりに関する指導が可能な教員の養成が可能である。九州・山口地方では、スポーツ系学部・学科に特別支援学校教諭養成課程を置く例は見られないことから、スポーツ学・保健衛生学分野の専門的な学びを基盤に、特別支援教育における専門性を同時に深められる教育課程を整備することは、地域の教育の発展に果たす役割も大きいといえる。

以上のとおり、本学科の教育課程は、特別支援学校学習指導要領の趣旨に即し、特別支援学校教諭一種免許状の取得に必要な専門的知識の修得に相応しいものであることから、本学科への当該教員養成課程の設置を申請する。

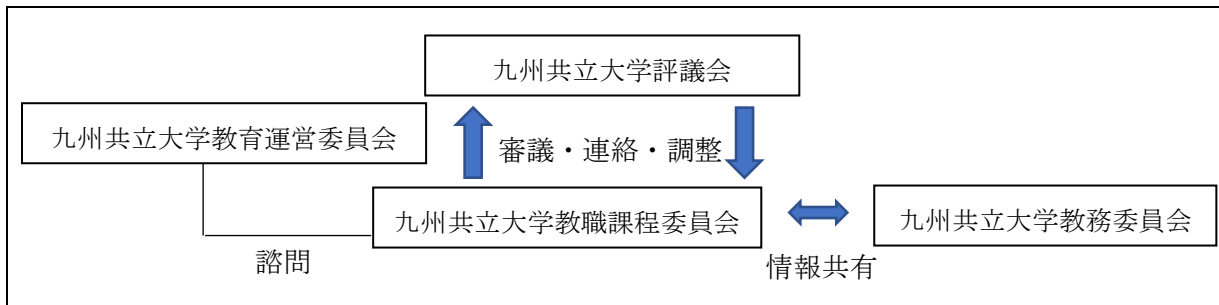
## 様式第7号イ

## I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

## (1) 各組織の概要

組織名称：	九州共立大学教職課程委員会
目的：	本学の教職課程の水準を維持・向上させていくため、教職課程に関する全学的事項を審議し、各学部、各研究科間の連携・調整を図る。
責任者：	教務部長（教職課程委員長）
構成員（役職・人数）：	<p>委員会は、次の委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教務部長（教職課程委員長）</li> <li>②教務副部長</li> <li>③経済・経営学科及びスポーツ学部各学科の教科専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員 各1名</li> <li>④教職専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員</li> <li>⑤教務課長</li> <li>⑥その他学長が必要と認めた職員</li> </ul>
運営方法：	<p>九州共立大学評議会の下に九州共立大学教職課程委員会を設置し、全学的な情報共有により様々な課題について検討するとともに、学部との連携を図ることで高度な指導体制を確立する。また、教務課長を構成員とし事務との連携を図り教職課程のきめ細かな指導を行う。</p>

## (2) (1) で記載した個々の組織の関係図



## II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

## (1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

福岡県および下関地区の大学、短期大学および北九州市教育委員会で構成されている北九州地区大学教育実習連絡協議会において人事交流・意見交換を行っている。北九州地区大学教育実習連絡協議会は、年に一度、各大学の教育実習が終了した12月に開催され、当該年度に生じた問題点を構成員で共有する。また、北九州市内の校長会の代表も北九州市教育委員会の職員と共に本協議会に出席し、教育実習のあり方について学校長の立場から指導助言が行われる。関係機関との連絡調整は、教職課程委員会の教員と教職課程担当職員で会議に出席し、各大学等が抱える諸問題について協議した結果を、教職課程委員会や事務局の会議の場において報告し、教職員間の問題意識の共有を図っている。

また、本学は「地域連携推進センター」のもと、北九州市（教育委員会を含む）・岡垣町（教育

## 様式第7号イ

委員会を含む)・芦屋町(教育委員会を含む)・水巻町・公益財団法人北九州市スポーツ協会・北九州商工会議所と連携のための協定を締結し、地域密着型の地域連携事業を行っている。地域連携事業の運営にあたっては、地域連携推進センターのもとに設置している「地域連携協議会」・「地域連携推進事業評価委員会」に外部委員として各連携機関の方々に参加していただき、意見交換を行いながら地域連携事業の計画・実行・点検・評価のPDCAサイクルを念頭に置き実施している。

## (2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 小学校における学校ボランティア活動

連携先の調べ方法： 大学の科目担当教員がボランティア活動計画書を作成し、小学校校長へボランティアの受け入れを依頼する。その後、小学校教頭や教務主任と具体的な活動内容について打合せを行う。ボランティア期間中は必要に応じて大学教員と小学校教員間で連絡を取り合う。

具体的な内容： 学部の自由選択科目「学校体験活動」において、小学校における学校ボランティア活動を行っている。受講生は週に1日、小学校に出向き、現場での様々な需要に沿った活動を行っている。

具体的活動としては、授業補助や児童への学習支援、環境整備や行事進行の補助等である。ボランティア活動開始前に、児童生徒の人権や安全、発達過程、個人情報等の守秘について事前指導を行っている。

ボランティア活動中は小学校教員が学生の活動の監督と安全管理を行っている。ボランティア活動終了後には、レポートや活動発表会を通して事後指導を行っている。

## Ⅲ. 教職指導の状況

本学では、新入生教職課程オリエンテーション、2年、3年、4年進級時に教職課程ガイダンスを行っており、当該年次に履修すべき必要な科目や事務手続き等について、学生便覧や履修ガイド等を使用し詳細に説明している。特に、教育実習内諾説明会では、「教育実習事前事後指導」の授業でも使用する『教育実習の手引』を教職協働で作成し、配付のうえ対応を図っている。今年度より小一種、養教一種の課程が加わり、各免許取得希望者が履修科目や手続き等で迷うことの無いよう十分配慮のうえ指導を行った。

教職ガイダンスの資料に関しては、各学部から選出された教職担当者が集まる担当者会議において教員が作成する資料、事務職員が作成する資料の精査を行い、常に最新の情報にアップデートしたうえで配付し、教職課程の担当教員、教職担当事務職員全員がガイダンスに参加し、学生のサポートにあたっている。本学の教職指導は、教職協働による学生対応を行い、相互に補完しあうことで教職課程学生の質の向上を図っている。

特別支援教諭の一種免の課程が認定された場合においても、これまで培ってきた教職課程の指導方法を基に、さらにきめ細かな指導を徹底する。特別支援の課程は、通常の教職指導に加え慎重な対応を要する場面が多いことを踏まえ、学生指導においても細心の注意を払い指導を行う。

## 様式第7号ウ

&lt;スポーツ学科&gt; (認定課程: 特支一種免(知・肢・病))

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害」とは何かを理解して、特別支援教育対象者理解の基盤づくりを理解する。</li> <li>・様々な種類の障害と、それぞれに特性があることを理解する。</li> <li>・各障害の特性に応じた教育があることを理解する。</li> <li>・障害をもつ幼児・児童・生徒ごとの特性と指導方法を理解する。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の成り立ちから現代社会における特別支援教育の意義を理解する。</li> <li>・障害ごとに異なる特別支援教育の歴史的展開を理解する。</li> <li>・地域における特別支援教育の役割を理解する。</li> <li>・コーディネーターや家族への支援の必要性を理解する。</li> </ul>
2年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近辺自立に関わるスキルの基本を学び、適切に指導に活かすことができる。</li> <li>・知的障害教育の特性を理解して、特性に配慮した指導法を身につけることができる。</li> <li>・肢体不自由教育の特性を理解して、実践に活かす知識を身につけることができる。</li> <li>・病弱教育の特性を理解して、特性に配慮した指導法を身につけることができる。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立活動の基本を学び、障害に応じた自立活動の必要性を理解する。</li> <li>・教材教具の特性を理解して、障害に応じた工夫の必要性を理解する。</li> <li>・知的障害の生理・病理特性から心理的影響や療育の基本を身につけることができる。</li> <li>・肢体不自由教育の特性を理解して、特性に配慮した指導法を身につけることができる。</li> </ul>
3年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LDやADHD等をはじめとする発達障害を学び、その指導の特性を理解する。</li> <li>・慢性疾患の医学知識を学び、自立支援に必要な対処法を理解する。</li> <li>・肢体不自由者の具体的支援法を理解する。</li> <li>・保健衛生の観点から障害者の自立に関する様々な問題を理解する。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢期以降の知的障害者の自立支援の必要性について理解する。</li> <li>・視覚障害者に関する様々な特性を学び、その教育の特徴を理解する。</li> <li>・視覚および言語障害に関する特性を学び、その教育の特徴を理解する。</li> <li>・常時介護を要する重度重複障害の現状を理解して、指導法を身につける。</li> </ul>
4年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに学んだ発達支援のための基礎学修を特別支援教育に応用することができる。</li> <li>・個別指導計画のためのアセスメントを実践することができる。</li> <li>・アセスメントに基づいて、個別指導計画を立案することができる。</li> <li>・これまでの学修成果に基づいて指導計画を立案することができる。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育実習で得られた知識・知見などを踏まえて、今後の課題等を考えることができる。</li> <li>・学修を通して、特別支援教育専門職としての職業意識や倫理観を高めることができる。</li> </ul>

様式第7号ウ（特支）

<スポーツ学科>（認定課程：特支一種免（知・肢・病））（基礎免許状となる課程：中一種免（保健体育））

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム			特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程に関連のある科目		
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目		
1年次	前期	教職論	体操(体づくり運動を含む。)		現代国家と法(日本国憲法)	障害者教育総論Ⅰ		
		教育心理学	スポーツ運動学(運動方法をを含む。)				北九州市の教育課題	
			解剖生理学					
	後期		衛生学及び公衆衛生学					
		教育原論	陸上競技A		情報処理演習Ⅰ	障害者教育総論Ⅱ	スポーツ教育概論	
		特別支援教育概論	バスケットボール					
		教育課程論	スポーツ心理学					
		スポーツ社会学						
		アスリートマネジメント概論						
		スポーツ生理学						
2年次	前期	教育制度論	器械運動		英語コミュニケーションⅠ	知的障害者の心理・生理・病理	ジュニアスポーツ論	
		教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)	陸上競技B		情報処理演習Ⅱ	肢体不自由者の心理・生理・病理		
			水泳			病弱者の心理・生理・病理		
			柔道					
			救急処置					
	後期		保健体育科教育法Ⅰ					
		教育相談	バレーボール		英語コミュニケーションⅡ	知的障害者教育		
			剣道			肢体不自由者教育	学校体育指導演習	
			学校体育のマネジメント			病弱教育		
			ダンス					
		精神保健						
		学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)						
		保健体育科教育法Ⅱ						
3年次	前期	道徳教育指導法	学校保健Ⅱ(小児保健を含む。)		体カトレーニング論	知的障害者指導法	学校体験活動	
		生徒・進路指導論	ソフトボール・野球			肢体不自由者指導法	水泳指導法	
			保健体育科教育法Ⅲ			障害者の病理・保健		
	後期					発達障害教育総論		
		特別活動・総合的な学習の時間指導法	テニス			視覚障害教育総論	陸上競技指導法	
		教育実習Ⅰ(中・高)	保健体育科教育法Ⅳ			聴覚障害教育総論	アダプテッドスポーツ演習	
		教育実習Ⅱ(中・高)				重複障害教育総論		
					特別支援学校教育実習事前事後指導			
通年	教育実習事前事後指導(中・高)							
4年次	前期		スポーツの歴史と文化			特別支援学校教育実習		
	後期							
		教職実践演習(小・中・高)						